

# 地鳴り

発行1984年10月25日 第2巻12号

---

## 呼応する日米の軍拡

核巡航ミサイル・トマホーク

塩田康一……………1

## 二期工事阻止 / 用水着工抗議！

三里塚をめぐる諸派の対立について

久保弘……………7

## 「障害」者解放運動の現状

全障連第9回大会が示した展望と方針におもう

田島隆……………11

## 民族自決論の否定

日共の「アイヌ政策」を批判する（その2）

熊川 溯・橋 正伸……………16

---

# 核巡航ミサイル・トマホーク

## 呼応する日米の軍拡

塩田 康一

83年12月の総選挙で大きく後退した日帝＝自民党は、自由民主クラブとの連立で、議会での過半数を、かろうじて維持している。が、しかし、中曽根は政策面では、表面的には低姿勢を装いながら、実質は、その本質的なタカ派路線、軍事大国化路線を、着実に実行せんとしている。

かたや、社会党や共産党は、総選挙で自民党が後退しているにもかかわらず、その中曽根の軍拡路線を、阻止するどころか、社会党は、石橋体制下でも右傾化路線をひた走っており、共産党は、原水協分裂にあらわれた内部問題が表面化しており、中曽根軍拡阻止の力たり得ていないのである。

今や、日本人民にとって、米帝＝レーガン、日帝＝中曽根の軍拡主義、特に、極東アジアトマホーク配備に、端的にあらわれている核軍拡路線を、阻止することは、当面最大の緊急課題である。

小論は、この秋にさしせまったトマホーク配備阻止闘争に決起を呼びかけるその一環として、米帝＝レーガンと日帝＝中曽根の軍事拡大路線を徹底暴露し、とりわけ、トマホークとは何かを、ここに紹介暴露し、人民の決起をうながしたい。

### 日帝の軍事力拡大計画と実際

今や、世界全体の軍事支出は、82年7000億7500億ドル、うち米帝は1697億ドル、ソ連は1355億ドルを占めている。

日帝は、104億1000万ドルに達し、中国を除く、極東アジアの軍事支出の3分の1を占めているのである（世界160ヶ国の第8位）。まさに、日帝は軍事大国なのである。さらに加えて、中曽根による大軍拡時代に、日帝は突入している。それは「五六中業」にかかげられる四次防までの軍事力整備計画で端的に表現されてい

る。その結果、日本の歳出予算の中に占める防衛費の突出が、「行革」が叫ばれている中でも平然と行なわれている。

「五六中業」は、五年間で、達成させようというのが日帝＝防衛庁の計画だが、それが達成されると自衛隊はこれまでの兵力とあわせて次のような強大な勢力となるのである。

陸上	七四式戦車	850両
	(六一式と合計1314両)	
	二〇三自走りゅう弾砲	91門
海上	護衛艦	60隻
	潜水艦	15隻
	P 3 C 対潜しょう戒機	72機
	(P 2 J と合計85機)	
航空	F 15 戦闘機	138機
	F 1 支援戦闘機	58機
	E 2 C 早期警戒機	9機
	(作戦機すべてで400機)	

これは、これまでの「防衛」型軍事力から、攻撃型軍事力への大きな変革を、日帝の軍事力にもたらすものである。

まさに、第2次大戦前以上の帝国主義軍隊の復活である。しかも、この軍事力の拡大による膨大な出費は、すべて日本人の負担となってくるのである。ほくそえむのは、日帝といまや完全に復活した軍需産業だけである。そしてその軍需産業は先端技術産業をとり入れ、さらに日帝の自己増殖に貢献するのである。

### 米帝＝レーガンの世界軍事戦略

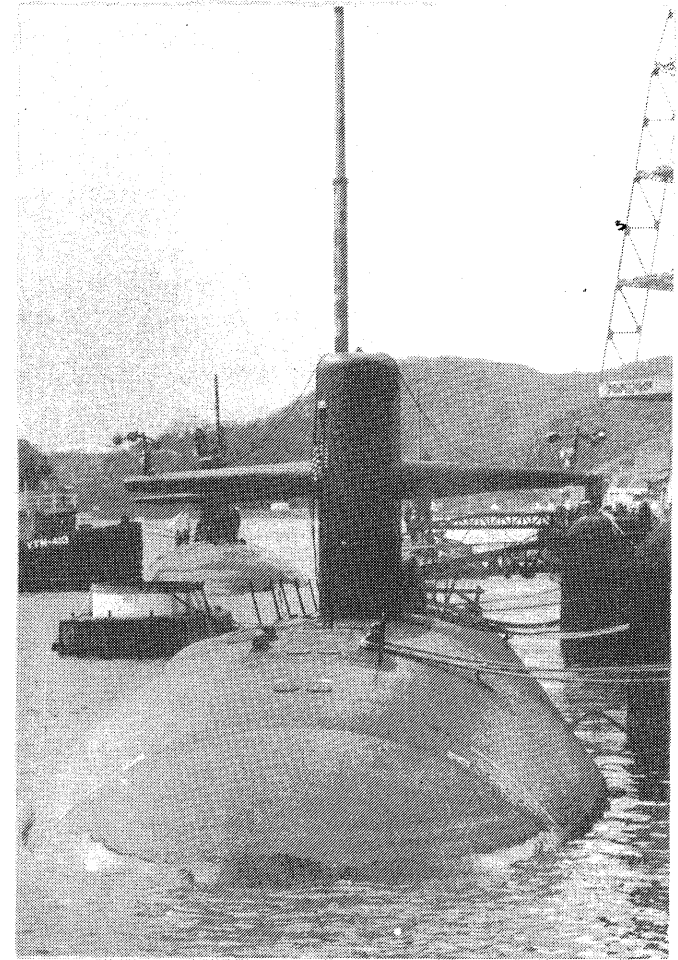
#### ＝トマホーク配備

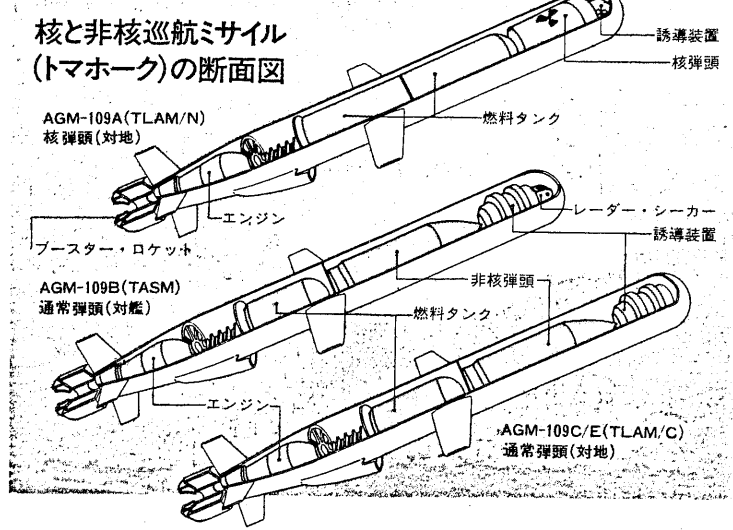
さて、日帝＝中曽根の軍拡路線は、米帝＝レーガンとの日米軍事同盟の一環であり、米帝＝レーガンは、ソ連封じ込めと第三世界侵略を完遂するため、人類総体にとって、決して許すことの出来ない恐るべき、核軍拡路線を、実行せんとしている。それが、巡航ミサイル「トマホーク」の配備である。

「トマホーク」、この最新攻撃用核兵器・海洋発射巡航ミサイルの配備は、ベトナム戦争以来、世界の憲兵たる地位から転げおちた米帝の起死回生の策謀でありこのような恐るべき米帝の核戦略を阻止するのは、帝国主義足下人民と第三世界人民の闘いに、かかっており、ソ連のスターリン主義的軍事路線SS20配備に反対する闘いと共に、ますます世界的規模での緊急課題となっている。

### 核巡航ミサイル「トマホーク」

北米インディアンの神聖な武器「投げ斧」の名を潜称したこのミサイルは、全航程を、マイクロコンピューターで操縦されるターボジェットと翼で飛ぶ無人飛行物体である。海洋上の軍艦（潜水艦をふくむ）から発射されたトマホークは、はじめ2000～3000メートルの高度を慣性誘導で飛び、相手のレーダーの探知範囲内に接近すると海面上15メートル、平地50メートル、山地で150メートルといった超低空で飛行し、相手の防空網を突破し、極小な目標に、精確に到達することが出来る。実用射程2500キロメートル～1500キロメートル（弾頭の重量による）で、





核と非核巡航ミサイル (トマホーク)の断面図

ソ連のどの目標をも、海洋から射程に入れることのできる恐るべき兵器である。トマホークが、もし爆発すれば、半径200m以内にあるすべての地上及び地下施設は、全壊または半壊して使用不可能になり、さらに直径35km範囲のあらゆる建造物が、破壊され、同じく5km範囲の一切の可燃物が、発火する。そして、そのもたらす爆風効果は、直径6kmを全致死領域とし、熱線による火傷・火災の発生範囲は、直径12km域に及ぶ。そして致死線量を帯びた「死の灰」は、風下100km以上にわたってふりそそぐ。トマホークは、本来、潜水艦発射用に開発され、海中から内陸部奥深く核攻撃をかける目的でつくられたものであり、これは、その後、水上艦艇用や通常弾頭つき地上発射巡航ミサイル(ヨーロッパに配備)などの様々な派生型がつけられ、対ゲリラ戦用など、まさに実戦用の戦術(戦域)核兵器なのである。

米帝=レーガンは、トマホークを、今年度から向う10年間で、約4000基つくり、合計154~6隻の軍艦(攻撃型原子力潜水艦78~80、戦艦4、巡洋艦26、駆逐艦46)につむ計画である。うち88年度までの5年間に配備されるのは、1861基である。こうしたトマホーク配備計画は、米帝の海軍大拡張計画・トライデント計画(潜水艦発射弾道ミサイルとそれをつむ潜水艦をトライデント型におきかえる)空母15隻を中心とした6000隻海軍計画のまさに一翼なのである。一隻12億ドルもする専用発射艦と一基1000万ドル以上もするトライデントミサイルにくらべ、発射台がどの艦にもとりつけ可能で、一基300万程度のトマホークが、その戦闘能力を飛躍的に向上させるとあって、米帝=レーガンは、軍事的生命を失っていた第二次大戦中の戦艦をもよみがえらせ、対ソ、対第三世界に、再び軍事的優位を誇示せんとしている。

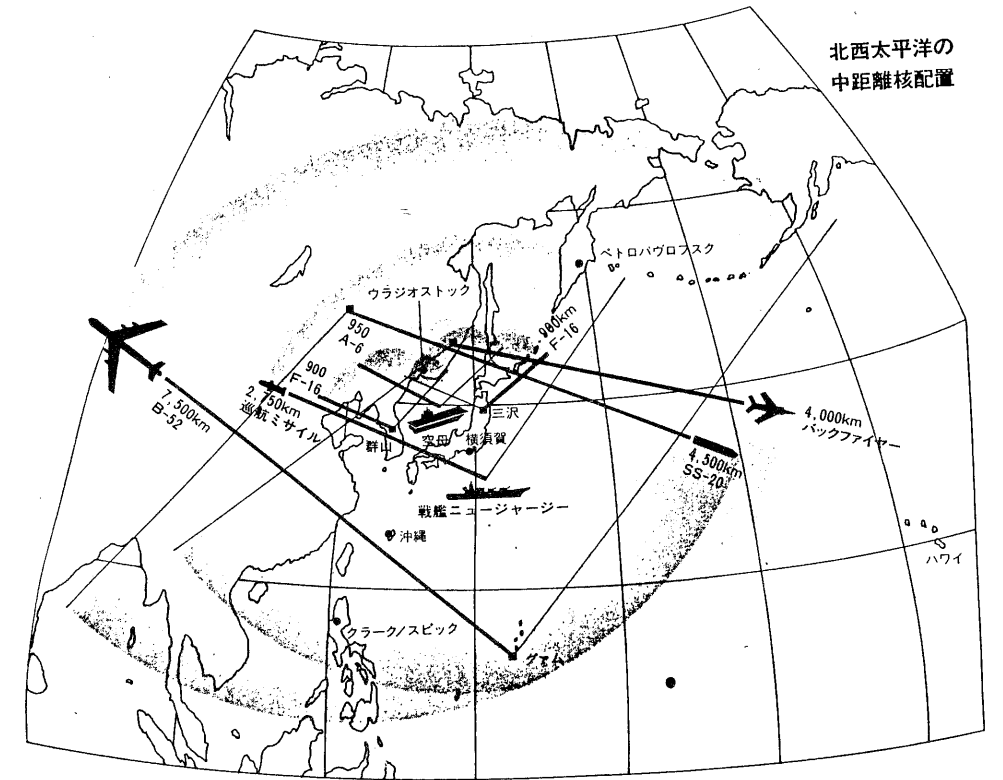
日帝の軍拡路線も、当然、この計画に呼応したものである。先述した日本の軍事力整備、とりわけ対潜能力は、このトマホーク積載艦艇の行動をまさに保障するため大きな意味をもつのである。

日米韓軍事同盟の「一体化」

84年9月、韓国大統領全斗煥は、韓国元首として初めて日帝を訪問した。これに先だつ8月15日の光復節では、「日韓の新たな時代」に突入したとして、朝鮮人民の心に固く生きる「恨」を、捨てさるように呼びかけた。そして自ら、人

民の心を踏みにじり、日帝の象徴=天皇の手を握ろうとしているのである。これはまさに、日米韓軍事同盟の完成を確認する儀式なのである。

韓米などで、毎年行なわれる合同演習(チーム・スピリット)、80年のリムパック(環太平洋合同演習・2年毎)への自衛隊の参加は、日米韓軍事同盟の「一体化」を促進する重要な作業過程なのである。82年3月から4月にかけて、ハワイ海域を中心に行われた環太平洋合同演習「リムパック82」では、日本の自衛隊は、仮想敵原潜を、2隻「撃沈」し、米軍の高い評価を得たとの事である。しかし、その時の自衛隊の役割は、米空母の護衛と



しての作戦行動中なのであり、「シーレーン防衛」なるものは、実は、米第7艦隊の行動を援護し、防衛するものでもあることが、皮肉にも、この事で証明されたのである。

いわゆる1000海里シーレーン防衛とは、核巡航ミサイル「トマホーク」の配備された米艦隊の行動を保障するためのものでもあり、そのための訓練、演習が、テンポを早やめて行なわれており、今秋にも実行されるであろう「トマホーク」の北大洋配備にむけて、着々と態勢が、つくられているのである。

とりわけ、横須賀を母港とする米第七艦隊の核「トマホーク」を装備した艦船の配備は、スプールアンス級新鋭駆逐艦「オルデントーク」7810トンを今年度中に行い、また通常型潜水艦「バーベル」2145トン今年10月から来年9月末までの間に、佐世保基地に配備し、同基地を母港とする潜水艦は2隻になると在日米海軍司令部は、今年3月に発表した。

日帝=自民党、中曽根は、教育における統制=管理強化とりわけ教科書検定での、歴史的事実歪曲等の右翼的教育再編をはかる一方、右翼的イデオログやマスコミ等を通しての反ソキャンペーン等で、世論の核軍拡路線追認をはかっている。

先述した先端技術の急発展を、産・官・軍・学が、協力する戦略研究所に、結実させるもくろみも、日程にのぼっている。

日帝=中曽根と、米帝=レーガンの共同した核軍拡策動は、かくして着々と準備され実行されている。

我々は、このような策動に対する闘いを、今秋の最大課題にしなければならない。

わけても、核「トマホーク」、配備艦の横須賀及び佐世保入港を絶対阻止しなければならない。

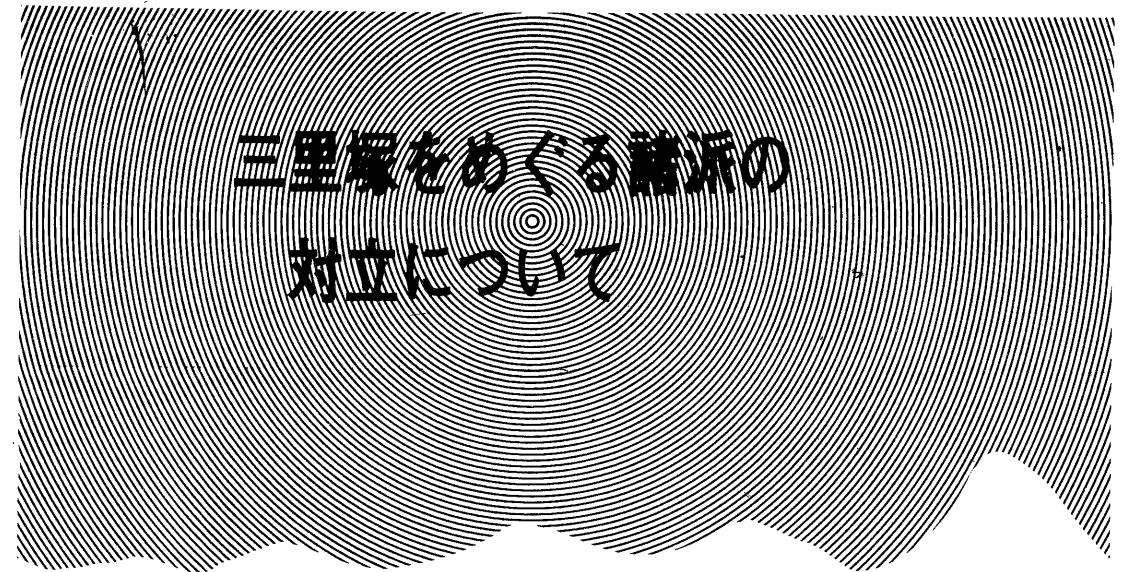
横須賀、佐世保両現地闘争に、最大動員をかけ、共に闘おう。

このような艦がトマホークを積む

BL=面型装甲発射基  
VLS=垂直発射システム

	保有艦	建造・計画艦	搭載予定艦	搭載・発射方式
ロスアンゼルス級 SSN	24	17	41	魚雷発射管 31番艦よりVLS
スタージョン級 SSN	37	—	37	魚雷発射管
ナワール級 SSN	1	—	1	魚雷発射管
リブスコム級 SSN	1	—	1	魚雷発射管
アイオワ級 BB	1	3(改装)	4	BLに32 VLS化計画あり
タイコンデロガ級 CG	2	22	19	BLに12 7番艦以降VLS
ヴァージニア級 CGN	4	—	4	BLに8
カリフォルニア級 CGN	2	—	2	BLに8
ロングビーチ級 CGN	1	—	1	BLに8
CGN42級 CGN	0	3	(全艦)	VLS
改スプールアンス級 DDG	30	1	24+	BLに4
DDG51(パーク)級 DDG	0	~60	22+	VLS

## 二期工事阻止 / 用水着工抗議



### 三里塚をめぐる諸派の対立について

久保 弘

二期工事着工めざ 3月17日、芝山町議す日帝=政府公団 会で強行された「二期促進決議」(議員発議)はその後、4月5日の下総町決議で周辺16市町村の「二期促進決議」採択となり、空港反対派封じ込めの包囲網が一段と強化された。そして7月6日、東京地裁(民事第二部)は三里塚空港事業認定取り消し訴訟に対し、反対同盟の訴えを棄却・国側勝訴の反動

判決を下した(時岡判決)。判決内容は、農業適地の減失や騒音被害など失なわれる利益と比べると、空港建設事業で実現されるべき利益が優先する」という、農民抑圧まる出しのもので、二期着工への道がはききよめられつつある。

果たせるかな、同日、千葉県当局は来年度政府予算に二期工事予算を計上するよう要請する——と発表した。7月10日

には、成田用水着工の動きがにわかには表面化、菱田地区では県警機動隊が出動し、成田用水の「換地」説明会が行なわれた。これに対して、石井英祐らの用水推進派は当然、賛成にまわり、二期周辺の〈合意〉形成→二期強行、のチャンスがうかがわれている。

**熱田派反対** 熱田一代表の反対同盟は、この同盟の動きの用水攻撃に対してタテマエは反対である。彼らは「二期工事とセットになった成田用水に反対し続けます」(3月15日付の同派『成田用水抗議文』)という。用水はもともと二期とセットになった懐柔策であり、農民の分断をもくろむ毒まんじゅうである。二期とセットでない用水など存在しないのに、改めてセット反対を表明するところに彼らのあいまいさがある。それは、幅広い戦線形成口実に自らを風化させつつある反対同盟の主体的危機でもある。

彼らは7・1東京行動—運輸省抗議闘争に1500人を結集し、大地共有委員会による共有運動は、対象4カ所、868名(1022口分)の登記を完了し、この再共有によって、買収による公団側の土地入手可能性をほぼ皆無にした—という。更に六月二四日、東峰にプレハブの再共有者の家(20坪)が建った(以上、『反対同盟新聞』第8号、84年7月1日、8ページ)。これに対し公団は六月二八日、細分化禁止の仮処分申請、七月二日千葉地裁はこの仮処分を認める決定を下した。この結果、現在の持ち分の処分は不可能となった(問題の土地は東峰地区の5411㎡で、60が熱田代表ら7人の持ち分。この分割を今回の決定は禁止した)。そして、八月

一七日、農作業小屋に有刺鉄線が二重に張られ、「立入禁止」処分となった。

**「水びたし」の** 一月九日に次ぐ七・五テ**第四インター** 口に対し、第四インターは、

「反対勢力を敵対勢力として決めつけ、屈服もしくは排除、抹殺によって自らの延命をはかろうとしているの」は「スターリニズムそのものであり、このテロは「対立している者相互のテロ」としての「内ゲバ」ではありえないと主張している。<sup>1)</sup>

同派の中核派反批判では、三・二六闘争、管制塔裁判へのひぼう・中傷については中核派を圧倒している。中核派が「3・26は陽動・偶然」と言うのは「自らの闘争放棄を自己暴露するものに他ならず、「例えば中核派をはじめとする第一公園の部隊が、第三・四・五ゲートから空港に突入することはきわめて容易であったはず<sup>2)</sup>だ、という。

しかし、用水問題になると苦しくなる。

「やむをえず成田用水を受け入れた反対同盟の人達をも入れて『空港絶対反対』を団結の基礎とし」てきた、と言うが、彼ら自ら認めるとおり、「成田用水賛成の反対同盟員が存在していることが反対同盟内の団結を弱めている現実<sup>3)</sup>」について否定することはできない。だから用水賛成では空港絶対反対にはならないのである。二期とセットでない用水だとか、〈用水それ自体〉だとか云々するのは、否定的現実としての危機を口実にして運動を解体させるものである。「反対同盟は、日本の農民が直面する諸矛盾に直面し、

反対同盟単独では突破しえない困難を過渡的に克服していくことが要求されている」から「反対同盟内において、自主基盤整備を軸にすべきという意見と二期を阻止するまでは成田用水絶対反対の立場をつらぬくという立場までの幅をもっている<sup>4)</sup>」となると弁解以上に水びたしである、といえる。

熱田派の最大支援党派としての同派は、トロツキスト—ソ連国家無条件擁護であり、「ソ連と中国の核実験を支持」する「帝国主義の一方的核武装解除<sup>5)</sup>」論であり、この親ソ・親スターリン主義は、中核派イコールスターリニズム論のあいまいさとあいまって今後の問題となろう。<sup>6)</sup>

**中核派の** いわゆる北原派反対同盟は七**「せん滅戦」** 月一日、菱田地区で現地闘争(900人参加)を行なったが、これと同一レベルで「赤色テロル」=7・5戦闘を敢行、した。この「一層の変質と反革命純化を深める脱落派・第四インターや日向派らは無慈悲にせん滅一掃するたたかい」は「夏から秋への決戦」と一体不可分だ<sup>7)</sup>という。脱落派は「七・一運輸省におもむき、政府・公団との新たな『話し合い』にのめり込んでいる<sup>8)</sup>」。脱落派・反革命純化・(真性の)反革命分子—これらは皆違っているはずであるが、同一に使われており、東京実行委の二分解もこうした違いを反映したものであろう。「中核派と違う」という点でだけ同一のこれは、初めから明らかなことであって、テロルの対象となる理由をもつものではない。なぜ、石井英祐や石橋・元副委員長や敵権力以上のテロルが行なわれるのか

—それは彼らの万年「決戦」論のうすっぱらさである。

そもそも中核派は、米帝の「対スターリン主義対決=帝国主義間争闘戦貫徹」(=が意味不明だが)が「民族解放闘争の火の手を消しとめられないばかりか、…他帝の激烈な対米対抗的な争闘戦を激化させる<sup>9)</sup>」などと同義反復の主張をしているが、こうした「世界市場の分割・再分割戦」論は、共同反革命の側面を過少評価したものであって、世界戦争ではなくサミット協議による調整がはかられている現代過渡期世界を的確に把握したものではない。

**解放派(狭間** 中核派と同様に、脱落派系)の**決戦論** は七月一日「運輸省抗議行動」なる話し合い路線を深める行動を行なった—とする彼らは、三里塚—パレスチナの連帯を強調しつつ、「七—八月用水着工」阻止・夏—秋の(四)五カ月決戦を、トマホーク・全斗煥と結合して闘うと主張している。

**中間派の戦旗・** 『戦旗』紙上で「内ゲバ事態を克服し、二期阻止署名運動の全人民的構築を」(5月5日付)で、中核派のテロ停止・熱田派の再共有化中止を訴えた同派は、熱田派から「肥満体」批判された(7月1日付、『戦旗派の提起に答えて』)。しかし路線的には中間的で、「分裂事態を固定化し、権力弾圧に口実を与える以外ない内ゲバ主義、独断的セクト主義に陥らず、かつまた、三里塚闘争の原点を放棄する右翼日和見主義、エコロジー路線を克服<sup>10)</sup>せよ」という。彼らは「たとえやせたとしても、ブントではない—このことを事実をも



って示す（我々の力量強化）ことが最重要だ。

**三里塚闘争** 戦旗・西田派の主張は「用の〈原点〉水決戦、二期決戦」論以上に内容があるわけではないが、サミットが帝国主義間「対立の激化が全面化した」という争闘戦論が特徴的である（『戦旗』第457号、7月5日付）。

なお、用水問題で「沈黙」する第四インターは、「社共・革マル派と手を切ることなしに帝国主義と闘うということ」<sup>11)</sup>と同じだと主張する共産同(全国委)ML派がいる。ブント系で北原系に近い、数少ない主張である。同派に限らず、北原系集会への結集は中核派支持そのものではなかった。敷地内農民との連帯、敷地内農民の危ぐする再共有化運動批判——

この点に集会結集の内実があった。だから今回の中核派によるテロに対してそれ自身としての態度表明が不可避である。

従来、どれほど対立している団体間であっても、三里塚現地では絶対に「統一」して行動された。革命の拠点、的存在として、三里塚闘争が不拔の陣地となってきたのは、この反対同盟による「統一」が守られてきたからであった。カクマルと日共とは論外であるが、意見の対立は言論で行ない、行動は「統一」する——これは三里塚闘争のいわば原点であった。

反対同盟はこの原点を放棄せず、この難局を乗り切るためにも、北原事務局長は是非とも態度表明し、〈言論による論争・行動の統一〉に復帰するよう呼びかけることが必要である。

1) 『世界革命』第846号、84年7月23日付。中央委声明。

2) 同、841号、84年6月18日付、6ページ。

3)、4) 同846号、7ページ。

5) 同、841号、3ページ。「ソ連邦の核は、……帝国主義の核使用に対する抑止力として必要であり、……」。

6) なお、同紙第846号の寺岡論文（12ページ）は総評批判であるが、三里塚の水びたしと並んで同派の実際の中核派理論びたりがうかがわれる。「情勢の基本性格は、1930年代帝国主義相互が世界市場の再分割をめぐって激突し、第二次世界大戦へと突入していった歴史的段階を構造的に示しはじめた」「戦争と内乱」の時代だという。争闘戦と中進国の債務不履行・帝国主義の金融危機とは「いつ世界恐慌へと転化して

も不思議でない」——これは万年危機論である。

7)、8)、9) 『前進』第1195号、84年7月23日付。

10) 『戦旗』第492号、7月10日付。3ページ。用水反対については北原派に近いと思われる。

11) 『マルクス・レーニン主義通信』第98号、7月10日付。

# 「障害」者解放運動の現状

## 全障連第9回大会が示した 展望と方針におもよう

田 島 隆

### 全障連第九回富山大会の状況

8月3、4、5日の3日間、富山で開かれた全障連第9回大会は、その規模とその内実で、この間の障害者解放運動の困難な状況を、だれの目にも明らかにするものであったといえよう。参加者は500～600名と過去最低であり、参加者の顔ぶれも固定しつつあるかに思われた。そもそも富山市においてひらかれたことは、この1年間の富山市糾弾の闘い（富山市が「サンの会」を中心とした、富山の「障害」者の闘いへの対処に困って、他県のいくつかの都市に、「障害」者解放運動にいかに対応しているのか、その対応策を報告してほしいとする差別文書を出し

た。全障連は糾弾闘争に全力をあげてきた）の成果であった。富山市側がその姿勢を一定程度変えたあかしとして、千五百人が優に入れる立派な会場（富山県民会館）や、その他施設、宿泊場所などに全面的協力をしてひらかれた大会は、富山市や県行政、自治労や社会党の議員などのお歴々のあいさつ、と四年前の大阪大会以降のパターンがくり返されているが、それだけに、なにかしら、組合大会などに感じる空しさがただよう気がした。それは第一に、闘いの熱気という肝心なものがつたわる演出、構成になっていないからではないか。唯一、それが感じられたのが、三里塚反対同盟の分裂した2派の発言、論難であるというところに、現状の重苦しさがある。

## 大会基調が明らかにしたもの

全障連9回大会基調は、〔1、情勢〕を、(1)障害者抹殺の差別思想が強化されている、(2)政府・支配階級の戦争とファシズムへの道が強まった、(3)これに対応して反戦・反核・人権確立の闘いも高揚し、(2)と(3)がしのぎを削っている、ととらえている。

さらに〔2、運動の総括と方針〕において

(1)富山市差別行政糾弾闘争を、富山市に障害者差別をなくす基本姿勢をつくらせ勝利的に終了したとし、その成果を「障害者解放基本要綱」(以下、要綱)作りに発展させるとしている。

(2)「ヴァンサンカン」差別記事糾弾の闘いをマスコミをつかった優生思想への反撃として、

(3)「要綱」作りを行政闘争を押し進めるための重要な指針として、さらに進めていく、

(4)各課題として①就学闘争②赤堀差別裁判③地域で自立生活をかちとる闘い④労働権の闘い をあげている。

実際のところ、この情勢と方針案を読むと、現在の運動の方向をめぐって認識が深化しているというよりも腰のすわらなさの方がつたわってくるのだ。とりわけ、情勢分析と方針との間の分裂は深い。

情勢分析は、現状を「支配階級の戦争とファシズムの道」と、それに対する「大衆の反戦、人権の闘いの指こう」としてえがいている。しかし、そもそも「戦争とファシズムの道」は、ただスローガ

的にいわれており、内実は深められていない。世界的情勢、日本とアジア、日本とアメリカ、などの具体的関係(帝国主義間、帝国主義と被抑圧民族間の関係)は一切略されてしまっている。だから、大衆の反撃の内実もあきらかにされていない。大衆運動が、量的にはともかく、質的にまったく混迷を深めており、とても「反戦・人権の闘い」がきつ抗しているなどといえるしるものではないのではないか。そうした中で出されている「要綱」は、きわめて内実のないものになっている。たとえば、「教育」の分野に焦点をあててみよう。

### 「構造改革」論に近い「要綱」

今、中曽根内閣は、「教育臨調」と称して「教育の帝国主義的再編」を強化完成しようとしている。政府は、普通学校的能力主義的管理の徹底化をねらい、79年度「養護学校義務化」を強行したうえで80年代に進行している帝国主義的市民社会の成熟に見合った、より、資本と国家に都合のよい、人材づくりをねらっている。日教組をはじめとする既存組織は、教育現場で有効な反撃をなす一つ運動化しえずにいる。だから、「教育」問題がますます権力による国民統合の要となりつつあるのだ。「要綱」からは一切、そうした主客の分析ははぶかれたうえでさまざまな青写真がえがかれている。たとえば、「就学指導委員会を改組し、それぞれの学校現場に障害児の就学を円かつに促進するための『就学保障委員会』を設置すること」などとある(基調案P.33)。

ここに、全体的階級的情勢分析から完全に切断された形の「要求要綱」の限界が明らかになっている。今の中曽根一自民政権下でこうした要求が、たとえ「解放運動」側の全力をあげたとりくみによっても実現する可能性はない。あるいは地方自治体をしてこうした独自の改革をやらせる(例えば、大阪豊中などの先進的地域で)ことを考えているとすれば、「教育問題」が現在の日帝にとっても最重要課題の一つになっており、そうした突出には全体重をかけてでも圧殺してくる。そのことに対する対応論ぬきでは、かつての「地方自治体=革新の砦」論や「構造改革論」の限界が何であったのかを、一切忘却する論議であり、「要綱」そのものの前提を再度煮つめる必要があるのではないか。

### 糾弾は行政を硬化させる?

こうした問題点が生み出される背景には対行政闘争論がかつての「糾弾闘争」から「行政闘争は、最終的には(地方)行政の変革をその目的としなければならない」(同P.25)という「要求闘争」論への変化がある。

「要綱」は、行政闘争上「おち入り易い誤り」として、「ものとり主義」となるので「観念的な告発主義」を批判して次のように言う。「差別の実態が厳しいあまり、その告発にのみ目を奪われていると、結果として自らのおかれている被差別の状況を固定化し、行政を一層差別的なものへとすることになりかねない」「観念的な告発主義は、自分(=障害者)の

主張を検証することを怠り、結果として連帯共闘の視点を欠落させるという誤りも犯す」。

ここにいわれる「対行政闘争」は「対政府権力闘争」からまったく切断された形の対「地方行政闘争」論でしかないのではないか。中曽根自民政権の「戦争とファシズムの道」→「障害」者の地域管理論がとらえる権力=行政とまったくちがったもう一つの行政(「革新的地方行政」)が存在しているかの如くである。

しかし、二つの行政など存在するはずもない。自民党政府一権力が行政一執行権力をも完全に掌握しその支配下に地方行政もおかれている。「三割自治」などといわれるように、地方行政が持つ、相対的独自性の範囲はきわめてせまいものである。こうした分析の誤りの根源は、そもそも、中曽根自民政権を単純に「福祉を圧殺し戦争とファシズムの道をひたすらに歩む反動政権」とするところにある。

しかし、日帝の政治的社会的基盤は、それほどすべらなものではない。二度の石油危機をくぐりぬける中から、日帝は世界のなかでの地位を急速に高めて、その高度化され組織化された経済力により、第三世界に大きな影響を与え富を集中させている。その富の集積は、たしかに経済的連関(資本・貨幣—価値関係)を通じるもので、直接的政治的軍事力をつかうものではない。それだけに日帝足下の大衆にとってはその日常意識に、旧来の共同関係を解体されさまざまな形で資本に収奪されつつ苦しんでいる第三世界人民の姿は、登場してこない。まさ





に「自由・平等」（自由で平等な交換関係という表面的形式）な、消費幻想だけが極限にまで拡大され、それに包摂されかねないのである。障害者解放運動も、こうした世界史像を見ずえる視点を欠落させるならば、日帝「城内平和派」に転落しないともかぎらない。

### 「ノーマルな社会」の階級実体

「全障連」は、1976年に結成されて以来10年間、障害者解放運動の先頭に立って「障害者の主体的立場」から左翼運動の中にも存在していた「健常者の差別意識」を糾弾し一歴史時代を切り拓いてきた。だが、そうした全障連もまがりかどに来ていることは、既述の「基調」から

もうかがわれるし、今年、「ノーマライゼーション研究会」(N研)が全障連の中心的部分により結成されたことは、象徴的事件であるといえよう。

社会の主流(メイン・ストリーム)を歩む人々の「ノーマルな生活」を「障害者も営む権利があり」「障害者を排除する社会はもろい社会だ」とするノーマライゼーションの考えは、もとより、北欧の「福祉社会・福祉国家」をそのイデオロギーの成立基盤としている。であれば、当然にして、北欧社会がはたして、いかなる社会・国家なのか、それがいう「障害者を排除しないノーマルな社会=福祉社会」とはどんな歴史的階級の背景をもった社会なのかを問わなければならないであろう。北欧社会がそもそも豊富な国

内資源と少ない人口のゆえにソ連・東欧の「過渡期国家群」と「米帝・EC=ヨーロッパ帝」のはざまの中で資本家・労働者階級が階級的「城内平和」をつくりあげていった歴史的経過をぬきに「ノーマルな社会」というような抽象的コトバをとりだしてきても、幻想をふりまくだけではないだろうか。

たしかに、北欧は、植民地指向型の帝国主義的国際関係を持たずに来た。だが、それが第三世界との関係においてもヨーロッパ・米帝という環を媒介しながら軍事品やその他を輸出し富を集中してきたこと、過渡期国家群と米・西欧帝の対立を利用して国内的蓄積を拡大してきたことが、「福祉国家」をささえていることは明らかである。そうした技術集約的資本蓄積に対応する高専門的な知識・技術・教育体系が生み出す「社会・市民意識」こそが福祉社会イデオロギーの根底にあること、などを見ずごしにはできない。

私達は「ノーマルな社会」がどんな「帝国主義的、あるいは、市民主義的意識」を生み出すのか類型づけることが必要不可欠であると明言できる。まさにノーマライゼーションの前提としての「ノーマルな生活・社会」=「先進帝国主義社会」

それ自体の中味こそが問われなければならない。「障害者の自立と完全参加」をスローガンとする「国際障害者年」を契機とした「ノーマライゼーション」論はそうした基本的骨格を欠落させている点で致命的なのである。

### 闘争の二分化を克服しよう！

今私達に必要なのは、「糾弾闘争」の観念性を批判することではなく、こうした歴史的状況全体を総括しながら「新しい糾弾闘争」を権力-行政をつらぬく差別糾弾闘争-要求闘争として第三世界の障害者との連帯を視野にしっかりと確立して再構築することではないだろうか。

行政闘争を対政府→権力闘争、対行政(実は地方自治体)→要求闘争として二分化し切断するのではなく、生活・教育問題にしる、対政府闘争としておしあげてゆく視点で各行政闘争を構想し権利要求闘争を組織化することが必要である。

教育の部門で対文部省闘争の必要が毎年語られているが、日常的対行政闘争においてこうした視点が欠落しているからこそ毎年言葉だおれになっているのではないだろうか。



—これでは諸民族の牢獄の延長であって、解放でも革命でもない。レーニンとボルシェビキには、こうした文化的=民族自治制は資本主義体制を前提とし、その打倒をあらかじめ放棄した夢物語での民族解放論であると考えられたのである。

ところで松尾論文=日共のアイヌ政策なるものは、この文化的=民族自治制以下の、全くの同化主義である。彼らは勝手にアイヌ民族になり代わり、アイヌ民族の多数が日本国民になりたがっていると述べ、アイヌの千島列島領有権主張は誤りだ、と語る。しかし、本当にアイヌの多数が日本人になりたがっているのなら——そして実際に日本人になり切れるものなら——問題は簡単なのだ。それにアイヌの多数=ウタリ協会は、千島列島の日本人領有に対して「重大な留保」をすると決定している（83年の総会）。従ってこれらの政策は明らかに〈和人〉の側から見たものであり、民族独自の文化（的自治）要求以下の、実際は同化要求政策である。なぜ彼らはアイヌの名においてアイヌのアイデンティティ否定をやったのけるのか。ふやけた文化的=民族自治要求の方がまだ少数民族の独自性は認めているのに、松尾論文=日共は「アイヌを含めた国家形成」論という大日本主義にほかならない。

### あいまいな 「両面」論

松尾論文=日共が「アイヌ系住民」という表現ながら実質上、アイヌ民族を民族として認め、「多面的に見る」という

方向転換を試みたこと、それ自体は評価されなければならない。いかにも現実の民族復権・解放運動の前進につきあげられ、自らの見直しと修正を迫られた結果であったとしても、アイヌ民族がたしかに民族であることは認められた。

だがしかし、彼らのその「民族」は何ともあいまいである。和人による同化・併合が民主的形態で行なわれようかのような主張がまず見られる。文字どおりその同化・併合が民主的であるならば、和人に「圧倒」され、同化を「求め」られたことになって、この間強行されている教科書かき換え=「奪う」「強制」の記述変更と同じことになるが、そこは「両面」論になっている。つまり、「かなり同化がすすんだ面もあると同時に、……独自の特徴も残しているという両面」（4ページ）、「『和人とほとんど同じような生活をしている』と同時に『……独自のものを残す』という両面」（6ページ）が実態だ、というのである。この「両面」論があいまいなことはもちろんであるが、それ以上に問題なのは「両面」論のはずなのに、きまって前者の側面だけが肯定されていることである。即ち、アイヌの「子弟に日本国民としての自覚」（4ページ）を持たせるべきだとか、「広範なアイヌ系住民が、日本国民として連帯を強め、ともに協力しあって生活してゆきたいという願いをもっている」（同）ことにされてしまっている。

これではやっぱり、同化・併合が民主的でありうる主張だと指摘されてもしかたがない。後者の側面はスッパリと否定される。即ち、たとえば北海道独立論な

どは、「近代の日本社会がアイヌ系住民を含めて形成されてきた歴史的事実を無視する暴論」（4ページ）であるという。

そして彼らの「千島領有権主張批判」になると、ものみごとに「同化・併合は自然・必然」論が登場する。ここでは後者の側面は完全否定である。即ち、-

日本の国家が拡大、発展する過程で、当時、国家的自立やそれをめざす運動が成立していなかったアイヌ社会を併合していったことは一つの自然的、必然的過程だったことは明らかである。（17ページ）

というのである。「自然的、必然的」とはおそれいった表現であるが、彼らは併合の「過程がどのようにやられたかによって是非を判断するような性質のものでは断じてない、と主張するのである。

### 併合はやむを

えなかった？！

これでは戦前日本の「侵略」は「進出」とされるどころか、文字どおり肯定される。「当時、国家的自立やそれをめざす運動が成立していなかった」アジア・太平洋諸国の併合は、これでは美化される。これでは侵略者に対する、いかなる原住民の解放運動も不可能となる。それに第一、「当時、国家的自立やそれをめざす運動が成立していなかった」かどうかを問題にすること自体、併合の「過程がどのようにやられたかによって是非を判断」していることにはならないのか？ そして何よりも第一に、古くは、アテルイ、コシャマイン、シャクシャイン、クナシ

リーメナシ蜂起というアイヌ民族の組織的抵抗の「歴史的事実の過程」（17ページ）が忘れられている。これらの闘いは「当時、国家的自立やそれをめざす運動が成立していなかった」ことを示すことに、一体どうしてなるのであろうか？

そして更に、彼らはこのすぐ後で「しかしこのことは……併合が反動的になされたことを少しも合理化するものではない」と述べるのであるが、この「しかし」は本当に偉大な「しかし」である。なにせ、併合は自然・必然、「しかし」併合は反動的——という正反対にしてしまう能力を持っているからである。こういう偉大な「しかし」を持ち出せば、あらゆる不可能を可能にすることができる。たとえば、アイヌ民族への抑圧は不当であり反省すべきである、「しかし」それはやむをえない——と。これでは正しくない、「しかし」正しい——と述べるのと同じことである。

松尾論文=日共はこの偉大な「しかし」で、レーニンは民族自決論を認めた、「しかし」（国家的）分離は認めない場合もあった——ことを「証明」する。次にこの「証明」のインチキを明らかにしよう。

### 「レーニン語録」

による日共の「証明」

さて、彼らの「証明」はたくさんマルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンの引用によって行なわれている。本論文にはエンゲルスが14カ所、レーニンが32カ所も引用されている。こんなにたくさん引用が果して必要なのであろう

か？ 実際には「消化不良」を起しているのではないだろうか？ それに第一たくさん引用して行なわれる「証明」や「正しい政策」とは一体何であろうか？

まず、「証明」の前に民族概念の規定がある。ここではエンゲルス『起源』が引用され、民属Volkと民族Nationとの区別が述べられている（6ページ～8ページ）。前者は血縁集团的、後者は地縁集团的とされ、いずれも「融合」への階段をなすことが示唆されるのであるが、この区別はその次のスターリンの民族規定批判＝「少数民族も民族」論（8ページ～10ページ）と整合していない。好意的に解釈して、「民属（Volk）も民族（Nation）的である」、「スターリンは資本主義的民族だけに民族を限定して不当である」と整合することもできない。しかしそれならば、なぜ民属と民族の区別が必要なのか。反対に両者は「歴史的に形成、発展する一定の集団として理解する」（8ページ）上で、同一性が明らかにされるべきだったのではないか。

もとよりエンゲルスの『起源』は、マルクス主義にとっては「導きの糸」にほかならない唯物史観を、場所と時間を越えた「発展段階論」に固定化させた点で多分に問題があるし、その後の考古学によっても一般的段階としての群婚・乱婚—母権論は修正されざるをえなくなっている。さらに、レーニンは「さまざまな少数民族についても、民族としてとらえている」（9ページ）とされるが、批判されている当のスターリンの民族規定は実はレーニンの規定でもあり、さらに実はカウツキーの規定でもある。だから、ス

ターリンの資本主義的民族論は、実はカウツキーの『近代的民族性』に学んだものなのである。実際に松尾論文では、決してふさわしい引用ではないが、レーニンの『党内におけるブンドの地位』が引用され、「言語及び地域という、民族の概念の二つの基本的な標識」が挙げられている。（いうまでもなくこの二つは、スターリンの四つのうちの第一と第二である。）だから、レーニンが少数民族を民族として認めた、といっても、いかなる民族—あくまでもいかなる—の自決権＝分離の自由も承認という一点で、実質的に認めているということである。厳密にはカウツキー、レーニン、スターリンは同一であり、レーニンだけが違うということとはできない。それとも松尾氏はこの違いを「証明」できるとでもいうのだろうか？

ともあれわれわれは、〈少数民族も民族〉承認を彼らなりの前進と好意的に解釈し、次に進もう。

日共＝松尾論文は次に、「民族であれば国家的に自立することが当然とする議論について検討し」（10ページ）、レーニンが民族は「分離することを絶対的な原則とは決してしなかった」（13ページ）ことを「証明」する。つまり、民族的な分離の自由は一般的権利として認められる、しかし分離を認められない民族もある。それは条件による—というのである。

この「証明」にはレーニンが6カ所引用される。われわれはレーニンが、このことが違ふと文字どおりに述べている箇所を、少なくとも6カ所以上知っている。引用が好きな人達には、この反対の箇所

### Die moderne Nationalität.

Von  
Karl Kautsky.

Kann ein anderes Wort spielt im politischen Sprachgebrauch der Deutschen während der letzten Jahrzehnte eine solche Rolle, wie das Wörtchen „national“. Kann ein anderes übte und übt eine solche Wirkung, wie dieses. Die Nationalisten wissen sehr wohl, warum sie an ihrem Namen festhalten, trotzdem derselbe, genau genommen, Kämpfern für die Souveränität der Nation, der Volkssouveränität, gebührt, die ihnen als der schrecklichste der Schrecken erscheint. Aber wenn sich die Sklavenshalter der Südstaaten in Amerika Demokraten nennen, warum sollen sich deutsche Stützen der Unterherrschaft nicht Nationalisten nennen? Mehr noch als das Wort „liberal“ hat das Wort „national“ einen bestehenden Klang. Und nicht nur in Deutschland allein. Unsere Nachbarn

der modernen Kultur einen kolossalen Einfluß übt, einen Einfluß, wie er sich durch bloß künstliche Modifikationen nicht erklären läßt. Daß manche Parteien die nationale Idee für ihre Sonderzwecke ausnutzen und ihre Wirkung daher verstärken, so viel sie nur können, ist unläugbar. Aber wenn wir in solchem Gebahren die Wurzeln der nationalen Idee suchen wollten, würden wir uns eines ähnlichen Zerknirschens schuldig machen, wie die, welche glauben, die sozialistische Bewegung sei das Produkt einiger „Agitatoren“, die sich von Arbeitergrößen wählen wollten. Für die nationale Idee sind Hunderttausende in den Tod gegangen, haben nutzloses Jahre und Jahrzehnte lang nicht nur gekämpft, sondern, was viel schwerer ist, gelitten, Verfolgungen und Verstümmelungen trotz geboten. Sie hat einen zähen Opfermut, eine dauernde Begeisterung wie sie nicht hat

### DAS SELBSTBESTIMMUNGSRECHT DER NATIONEN

in besonderer Anwendung auf Oesterreich.

Von  
Dr. Karl Renner.

Zugleich zweite, vollständig umgearbeitete Auflage von des Verfassers Buch „Der Kampf der österreichischen Nationen um den Staat“.



Erster Teil:

Nation und Staat.

Leipzig und Wien  
Franz Deuticke.  
1918.

上＝カウツキー『近代的民族性』  
下・左＝レンナー『民族自決権』  
下・右＝バウアー『民族問題と社会民主主義』

rimt? — wenn ein solcher Mißfall von „unseren Altvordern“ bezit, die unter Hermann dem Cherusker den Kampf gegen den „welfschen Erbfeind“ aufnahmen, der bis heute noch andauert!

Wie wenig die Nationalität auf der Abstammung beruht, erseht man schon daraus, daß eine Nation aus Angehörigen nicht nur verschiedener Volksstämme, sondern sogar verschiedener Rassen bestehen kann. In der ungarischen Nation finden sich „Arier“, „Semiten“ und „Mongolen“. Die aufscheinend so scharf prononcierte jüdische Nationalität weist die verschiedensten Typen auf; selbst das Negerblut ist in ihr vertreten. Wer hat nicht schon den negerhaften Haarwuchs manches Juden bewundert! Notabene, die „Semiten“ sind weder eine bestimmte Nation, noch eine bestimmte Rasse, sondern eine Erfindung der Philologen, ein Gattungsname, der allen Völkern beigelegt ward, deren Sprache zur Familie der von Eichhorn sogenannten semitischen Sprachen gehörte, das heißt, bestimmte Eigentümlichkeiten aufwies. Nun sind aber solche Sprachen von Völkern der verschiedensten Abstammung angenommen worden und es kann heute noch kein Mensch mit Bestimmtheit sagen, welche Völker und wie weit sie dem Stamm angehören, den man als den

stimmte Stamm, gehörte. Die kleinste Weise bilden, den der Gem des Gem Diese die normal kommen f welt ston same Gru in Privat! Weder liegt man bedu der Viehzi die Mohy Gemeinwesen oder Sandwecken Wolke, Gä welt bezog vieleicht hi stand.

Die G. Einflussigkeit festen, nun fahren droht dieser klein famen Hand die Gefahr tionalen Ein chmal von Die wirsch ginnfligte die sonderter D chen in den nossenschaftu unbekannt. Deutsche es, über de Deutschen zu sündigkeit üb die Zerpfitter lauds veranlc Tagen Herma heute angebild Zerpfiltterung eigenthümliche sich bei jedem nomische Entwibe, be-

### DIE NATIONALITÄTENFRAGE UND DIE SOZIALDEMOKRATIE

VON  
OTTO BAUER

を6カ所以上挙げるのが効果的なのであろう。しかしわれわれは、この6カ所自体がふさわしくないどころか、全然反対の趣旨であることを、次に明らかにしよう。

### 民族の「自決」でなく「自治」?

日共=松尾論文は第一に、次のレーニンの文章を引用する。

民主主義の形態の多様性と社会主義の形態の多様性とにささやかな寄与をするためには、抑圧民族〔被抑圧民族のミス・プリ。何というミス・プリ!〕のどれだけのものが分離する必要があるかをわれわれは、実際のところ知らないし、また、知ることもできない。

従って、分離の権利は一般的でも、「各民族が現実分離することとは〔それとは〕ちがう」(13ページ)とレーニンは指摘した、というのである。この引用は『マルクス主義の慢(戯)画と「帝国主義的経済主義」について』からのものであるが、この引用のすぐ前にはこう書かれている。

……すべての被抑圧民族の分離の自由を承認せず、またそれを宣伝しない抑圧民族の社会主義者を、もういまから社会民主党によせつけずに労働者に忠告するとしたら、理論的にも実践的=政治的にも、ただしいことになるであろう。なぜなら、この後に日共=松尾論文の引用箇所が続くのである。そしてその引用のすぐ後

にはこう書かれている。

ところで、分離の自由の否定が、今日非常な理論的虚偽であり、抑圧民族の排外主義者にたいする実践上の奉仕であること、われわれは、このことを毎日毎日、知っており、見ており、感じているのである。

順序に従って読んでみたまえ。そうすれば前後を不当にも削除した日共=松尾論文の引用箇所は、〈分離する必要がある被抑圧民族の形態は多様であり、たくさんあるので「われわれは、実際のところ知らないし、また知ることもできない」という趣旨であることが分るはずだ。〈分離する必要があるか〉どうかを知らない〉と解釈することはできない。大月文庫版の『帝国主義と民族・植民地問題』114ページではこう解釈できないように、次のようになっている。

なぜなら、被抑圧民族のうちのどれだけのものが、実際に分離を必要としていて、民主主義の多種多様な形態および社会主義への移行の多種多様な形態に貢献することになるかを、じつはわれわれは知らないし、また知ることができないからである。

「形態」がゴシック体で強調されている。「形態」は多様でも、根本は同一だとレーニンが言おうとしていることは、数行前を読めば明らかであり、被抑圧民族が分離する「形態」は多様でもその権利は「根本では同質である」(同文庫版113ページ)という件りなのだ。

次に日共=松尾論文は、レーニンの二つの文を引用して「証明」する。

(1)われわれは、民族的発展のしかじか

の道を保障することはできない。たとえばウクライナが自立した国家を形成する運命にあるかどうかは、まえもって知ることができない一千もの要因による。

(2)各民族の分離の問題に『イエスマたはノー』とこたえるべきか? それは、きわめて『实际的』な要求のように見える。しかし、現実には、ばかげたことであり、理論的には形而上学的であり、かつ実践的にはプロレタリアートをブルジョアジーの政策に従属させることになる。

この二つはいずれも『民族自決権について』からのものであるが、まず(1)についてはすぐ後に次の文が続くことに注意すべきである。

しかしわれわれは、役にたたぬ「うらない」などをやらずに、まったくうたがう余地のないこと、すなわちウクライナの独立国家を形成する権利を断固として支持する。

ウクライナの独立いかに「一千もの要因」がある、しかしウクライナの独立権は支持する、とレーニンは言っているのである。(1)の「たとえば」の前にも勝手な省略があるが、このすぐ後の勝手な削除は、全く困ったものだ。どんな偉大な著者のものであっても、一部分だけでは誤解される場合もある。

また(2)では、誤解どころか、意味が正反対である。「各民族の分離の問題に『イエスマたはノー』とこたえるべき」だとするのは、「分離の実施を具体的な事情をぬきに保障すること」(13ページ)そのものなのである。「各民族の分離の間

題に『イエスマたはノー』とこたえる」ことは、ローザ・ルクセンブルグの「实际的」な要求であって、レーニンはこれを批判して、「イエスマたはノー」どころかであつても自決権を認めるべきだ、と述べているところなのである。つまり、具体的事情いかんによって答えるべきではないというのである。第一、ここはボルシェビキ党綱領第9条=民族自決権に対する反対論への反批判の箇所である。日共=松尾論文はよもや、党綱領には自決権が明記されているが、しかし「具体的事情」や「予測できない複雑な要因」がある場合には、分離の自由は認められないことになる——と主張するのではあるまい。「具体的事情」のない民族の分離問題など存在しない。仮に存在するとしても、その場合、こうした骨ぬきの綱領は条文からきれいさっぱりはずすべきであろう。

### 「分離の妥当性」を云々

#### する「实际主義者」日共

日共=松尾論文の「証明」は続く。

人民大衆は自分の経験からして地理的、経済的結びつきの意義や大市場と大国家との長所をよく知っている。したがって彼らは民族的抑圧と民族的連けいのため、共同の生活がまったくたえがなくなり、ありとあらゆる経済的問題が妨げられるようになるまで、分離の自由を訴えない。

たしかにこの引用に関してだけは、「あれこれの民族の分離についての、ひどく軽薄な、ばかげたというよりほかない

おしゃべり」(引用の数行前。大月文庫版『民族自決権について』128ページ)批判のニュアンスを持っている。しかし、これとてニュアンスであって、離婚の自由擁護論(註)に続くものであり、分離の自由論に対し「慎重にとりあつかわれ」なければならないとか、分離主義を奨励するものだからといって非難するのはあたらないが、しかし、分離の自由論自身も「軽薄なおしゃべり」でなく、人民大衆自身の経験にもとづくものでなくてはならない——といういわば留保である。

(註) 自決の自由すなわち分離の自由の支持者を、分離主義を奨励するものだからといってせめることは、離婚の自由の擁護者を、家庭の結合の破壊を奨励するものとしてせめるのと同様、ばかげたことであり偽善的である。(国民文庫版『民族自決権について』127ページ)。

こういう留保があるからといって、日共＝松尾論文が「従って少数民族などが分離を必然とするならば、現実には分離の自由要求をする大衆的、自覚的な運動がうまれるのが一般的である」(13ページ)とするのは全く不当である。「自覚的」はともかく「大衆的」というのは、何とも無自覚な政策である。「大衆的な運動が生まれ」なければ、少数民族に分離の自由はない——ということにどうしてなるのであろうか？ 運動は一般に、当初は必ずしも大衆的ではない。だからこそ、(運動)なのであり、次第に多数を獲得していくものである。初めから大衆的ならば、運動は不要であらう。「分離を必然とするならば」というのも客観主義的であるが、ともかくレーニンの留保の趣旨は〈人民大衆の抑圧の経験があれば

→分離の自由の訴えがある〉しかし〈分離の訴えがあるからといって→人民大衆の抑圧の経験にそれが裏づけられているとは限らない〉というところにある。だから、少数民族による分離の自由の訴えが、大衆的運動をまだ生み出さない段階にあった場合、その少数民族の分離は日共＝松尾論文にとっては「考えられないといえるのである」(13ページ)が、レーニンによるその「証明」は、残念ながら見出すことができない。

次に日共＝松尾論文は、レーニンの次の文を引用する。

民族自決の問題(すなわち、分離の問題をまったく自由に、民主主義的に解決する方法を、国家が憲法によって保障すること)を、あれこれの民族の分離の合目的性の問題と混同することはゆるされぬ。社会民主党は、このあとの問題を、ひとつひとつの場合について、社会の発展全体の見地から、社会の発展全体の利益の見地から、社会主義をめざすプロレタリアートの見地からまったく自主的に解決しなければならない。

これは先にみた『民族自決権について』の引用の②の箇所とほとんど同一表現である。ここでもまた、意味が正反対にされてしまっている。即ち、自決をあれこれの民族の分離の合目的性と混同することはゆるされぬ、と明々白々に書いてあるのに、日共＝松尾論文は「あれこれの分離が妥当なものか否かの評価は、社会の発展全体の利益の見地から個別に判断しなければならない」と正反対に解釈している。分離の「合目的性」というのは

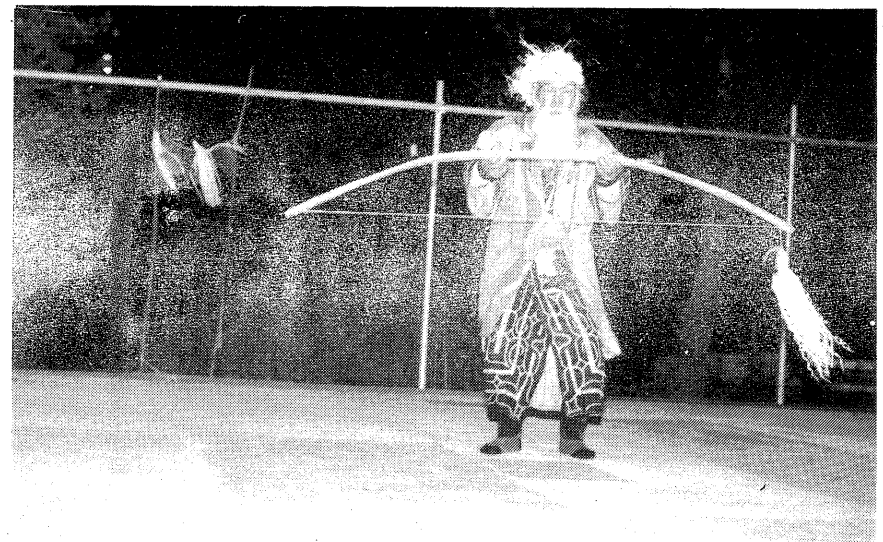
分りにくい表現だが、分離の「妥当性」と同じことであらう。従って、自決問題を分離の妥当性問題と混同するな、とレーニンは言っているのである。「このあとの問題を」以下は、先の②と同様に、分離の妥当性は個別に判断すべきだというのは正反対で、自決権は分離の妥当性いかに拘らず承認されるべきである、それは「实际的」ではないかもしれないが、結局はプロレタリアートの階級闘争の利益になる——これがレーニンの真意である。この引用は決議文なので、簡潔になっているが、先の②のすぐ後には「プロレタリアートは、自決権の承認にたいし、いわば消極的な要求をするにとどめ、どの民族にたいしても他民族を犠牲にして、なにものかをあたえることをうけあうようなことはしない」と書かれているのである。

さて日共＝松尾論文は、レーニンの6つめの文を引用する。

だから、この要求は決して細分化、小国家の形成の要求と同じではない。

「この要求」というのは民族自決権・分離の要求のことである。日共＝松尾論文はこの指摘が「分離の名による国家的分離が社会発展に従うものでないことをのべている」(14ページ)ものだという。一体、どう読んだらこう解釈できるのだろうか？ どこに「社会発展に従う」云々の根拠があるのだろうか。日本国憲法第9条を読んでも「自衛の戦力は持てる」と解釈する人が居るのだから、ボルシェビキ綱領第9条を読んで「分離すべきでない場合もある」と解釈する人が居るのも、不思議ではないかもしれない。しかし日共＝松尾論文のレーニン引用のインチキぶりをみると、あらゆる解釈が自由だ、ということではできないと思われるのである。

かくして、日共＝松尾論文は、アイヌ民族は分離・独立すべきでない、日本人に同化すべきである、民主的同化ならよいではないか、と結論しようとするのである。





松戸市栄町6の416 蒼志舎

定価 二百円